

甲府市規則第42号

甲府市屋外広告物条例施行規則

別表第1（第7条関係）

(1) 共通基準

ア 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。

イ 360度にわたる弧を照らす灯火（以下「回転灯」という。）を使用していないこと。

ウ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

エ 第一種許可地域内にあつては、表示の内容が変化するものでないこと。

オ 第二種許可地域内にあつては、表示の内容が変化するものでないこと。ただし、都市計画法で規定する用途地域が指定された地域（以下「用途地域」という。）内において、自家用広告物（自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するものをいう。以下同じ。）であつて、表示面積の合計が0.5平方メートル（両面に表示する場合には、1.0平方メートル）以内のものを、信号機の視認の妨げにならないと市長が認める方法により表示し、又は設置する場合は、この限りでない。

(2) 個別基準

ア 建築物（その構造又は形態からみて広告物等の表示又は設置の用に供することを主たる目的としていると認められるものを除く。以下同じ。）を利用する広告物等に係る基準

(7) 建築物を利用する広告物等に係る共通基準

区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 建築物の外壁の面積の合計に対する、当該建築物を利用する広告物の表示面積の合計の割合	4分の1以下	3分の1以下	2分の1以下
2 同一方向から見た場合における鉛直投影面積の割合	建築物の鉛直投影面積に対する、当該建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の割合が10分の3以下であること。	建築物の鉛直投影面積に対する、当該建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の割合が2分の1以下であること。	建築物の鉛直投影面積に対する、当該建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の割合が10分の7以下であること。

(i) 家用広告物に係る基準

区分		第一種許可地	第二種許可地	第三種許可地
1 屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	屋上から広告物等の上端までの高さが8メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが10メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが16メートル以下であること。
	その他	広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。		
2 外壁から突出する広告物等	高さ	ア 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 イ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては2.5メートル以上であること。		
	表示面積	1個につき1方向の表示面積が5平方メートル以下であること。		
	その他	広告物等が外壁から突出する幅が1.5メートル以下であること。		
3 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）	高さ	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。		
	表示面積	1枚につき表示面積が30平方メートル以下であること。		
4 外壁を利用する広告物等（懸垂	高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。		
	その他	広告物等が外壁の側端から突出しないこと。		

幕を除く。)		
--------	--	--

(ii) 自家用広告物以外の広告物等に係る基準

区分		第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	許可しないものとする。	屋上から広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが16メートル以下であること。
	表示面積		1個につき1方向の表示面積が5平方メートル以下であること。	
	その他		ア 道標及び案内図は許可しないものとする。 イ 広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。	広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。
2 外壁から突出する広告物等	高さ	許可しないものとする。		ア 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 イ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては

			2.5メートル以上であること。
	表示面積		1個につき1方向の表示面積が5平方メートル以下であること。
	その他		広告物等が外壁から突出する幅が1.5メートル以下であること。
3 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）	高さ	許可しないものとする。	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。
	表示面積		1枚につき表示面積が30平方メートル以下であること。
4 外壁を利用する広告物等（懸垂幕を除く。）	高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。	
	表示面積	1個につき表示面積が3平方メートル以下であること。	
	個数	一の壁面につき2個以下であること。	
	その他	広告物等が外壁の側端から突出しないこと。	

イ 建植する広告物等に係る基準

(7) 自家用広告物に係る基準

区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 高さ	地上から広告物等の上端までの高	地上から広告物等の上端までの高	地上から広告物等の上端までの高

	さが12メートル（1方向の表示面積が20平方メートルを超える場合にあつては、5メートル）以下であること。	さが15メートル（1方向の表示面積が25平方メートルを超える場合にあつては、5メートル）以下であること。	さが15メートル（1方向の表示面積が30平方メートルを超える場合にあつては、5メートル）以下であること。
2 表示面積	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が40平方メートル以下であること。	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が50平方メートル以下であること。	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が60平方メートル以下であること。

(8) 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図に限る。）に係る基準

区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。		
2 表示面積	ア 1方向の表示面積が2平方メートル以下であること。		
	イ 2以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、1方向の表示面積が2平方メートルに当該広告物等を共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積（16平方メートルを超える場合にあつては、16平方メートル）以下であること。		
	ウ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積の合計が10平方メートル以下であること。		
	エ 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあつては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が1以下で		

	あること。		
3 色彩	<p>ア 広告物の表示面に使用される色彩のうち、表示面積に対して占める割合が最大である色彩（以下「最大面積色」という。）の明度が2以上であること。</p> <p>イ 最大面積色の彩度が6（色相がR、YR又はYの場合にあっては、8）以下であること。</p>		
4 表示し、又は設置する場所	<p>ア 誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。</p> <p>イ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、同一路線かつ同一方向に設置する場合、相互間距離を500メートル空けること。</p> <p>ウ 目的地までの誘導距離は、最短の道のりで10キロメートル以内とすること。ただし、目的地が市街地から10キロメートル以上離れている場合は、この限りではない。</p>		
5 その他	<p>ア ネオン管を使用していないこと。</p> <p>イ 照明が点滅しないこと。</p>		

備考

- この表において、色相、明度及び彩度とは、日本産業規格（以下「規格」という。）Z8721に定める方法により表示されるものをいう。
- 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地

域又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。

$$\text{【数： } A_p / 5.0 + A_s / 10.0 \text{】}$$

この式において、 A_p 及び A_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p 禁止地域における表示面積（単位 平方メートル）

A_s 許可地域における表示面積（単位 平方メートル）

(7) 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図を除く。）に係る基準

区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 高さ	<p>地上から広告物等の上端までの高さが12メートル（1方向の表示面積が25平方メートルを超える広告物等にあつては、5メートル）以下であること。</p>	<p>地上から広告物等の上端までの高さが15メートル（1方向の表示面積が30平方メートルを超える広告物等及び用途地域内に表示し、又は設置する広告物等で道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）からの距離が5メートル以上30メートル未満のものにあつては、5メートル）以下であること。</p>	<p>地上から広告物等の上端までの高さが15メートル（1方向の表示面積が35平方メートルを超える広告物等及び道路からの距離が5メートル以上30メートル未満の広告物等にあつては、5メートル）以下であること。</p>

2 表示面積	表示面積が50平方メートル以下であること。	表示面積が50平方メートル（用途地域内に表示し、又は設置する広告物等で道路からの距離が5メートル以上15メートル未満の広告物等にあつては5平方メートル、道路からの距離が15メートル以上30メートル未満の広告物等にあつては15平方メートル）以下であること。	表示面積が50平方メートル（道路からの距離が5メートル以上15メートル未満の広告物等にあつては5平方メートル、道路からの距離が15メートル以上30メートル未満の広告物等にあつては15平方メートル）以下であること。
3 色彩	<p>ア 最大面積色の明度が2以上であること。</p> <p>イ 最大面積色の彩度が6（色相がR、YR又はYの場合にあつては、8）以下であること。</p>		
4 表示し、又は設置する場	ア 道路から展望できる広告物等については、当該道路からの距	ア 道路から展望できる広告物等については、次に掲げる全ての	ア 道路から展望できる広告物等については、次に掲げる全ての

所	<p>離が30メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が30メートル以上であること。</p> <p>イ 鉄道、軌道及び索道の用地から展望できる広告物等については、これらの用地からの距離が70メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が50メートル以上であること。</p>	<p>要件を満たすこと。</p> <p>(1) 当該道路からの距離が30メートル（用途地域内にあつては、5メートル）以上で、かつ建植する広告物等の相互間の距離が30メートル（用途地域内にあつては、5メートル）以上であること。</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第14号に規定する信号機（以下「信号機」という。）からの距離が30メートル以上であること。</p> <p>イ 鉄道、軌道及</p>	<p>要件を満たすこと。</p> <p>(1) 当該道路からの距離が5メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が5メートル以上であること。</p> <p>(2) 信号機からの距離が30メートル以上であること。</p> <p>イ 鉄道、軌道及び索道の用地から展望できる広告物等については、これらの用地からの距離が70メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が50メートル以上であること。</p>
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		び索道の用地から展望できる広告物等については、これらの用地からの距離が70メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が50メートル以上であること。
--	--	--------------------------------------------------------------------------------

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z8721に定める方法により表示されるものをいう。

ウ 工作物を利用する広告物等に係る基準

区分		第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 塀又は垣を利用する 広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが第2.5メートル以下であること。		
	表示面積	ア 1方向の表示面積の合計が20平方メートル以下であること。 イ 自家用広告物以外の広告物等にあつては、1個につき表示面積が2平方メートル以下であること。		
	個数	自家用広告物以外の広告物等にあつては、1方向につき2個以下であること。		
	その他	広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。		
2 電柱、街灯柱その他	高さ	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては		

これらに類するもの (以下「電柱等」という。)に添加する広告物等		2.5メートル以上であること。		
	大きさ	ア 縦が1.2メートル以下であること。 イ 横が0.45メートル以下であること。		
	個数	電柱等1本につき1個であること。		
3 電柱等に巻き付ける 広告物等	高さ	ア 地上から広告物等の下端までの高さが1.2メートル以上であること。 イ 地上から広告物等の上端までの高さが3.5メートル以下であること。		
	大きさ	縦が1.5メートル以下であること。		
	個数	電柱等1本につき2個以下であること。		
4 その他の 工作物を利用する 広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが2.3メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが3.0メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが4.7メートル以下であること。
	表示面積	一の工作物につき表示面積の合計が30平方メートル以下であること。		

エ 車両、船舶等を利用する広告物等に係る基準

区分	第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域
表示面積	ア 1方向の表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 イ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が10平方メートル以下であること。 ウ ア及びイにかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の10分の3以下であること。

オ 簡易な広告物等に係る基準

区分	第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域	
1 広告幕（建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。）	高さ	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては2.5メートル以上であること。
	表示面積	1枚につき表示面積が30平方メートル以下であること。
2 アドバルーン	高さ	地上からアドバルーンの上端までの高さが50メートル以下であること。
	表示面積	1個につき表示面積が30平方メートル以下であること。
3 貼紙又は貼札	表示面積	1枚につき表示面積が1平方メートル以下であること。
4 立看板、のぼり、旗その他これらに類するもの	表示面積	1個につき表示面積が2平方メートル以下であること。

別表第2（第11条関係）

区分	第一種禁止地域	第二種禁止地域
1 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが3メートル（塀又は垣を利用する広告物等にあつては、2.5メートル）以下であること。	
2 表示面積	<p>ア 1方向の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>イ 2以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、1方向の表示面積が1平方メートルに共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積（10平方メートルを超える場合にあつては、10平方メートル）以下であること。</p>	

	<p>ウ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。</p> <p>エ 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあつては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が1以下であること。</p>	
3 色彩	<p>ア 最大面積色の色相がR、YR、Y、GY又はGであること。</p> <p>イ 最大面積色の明度が3以上7以下であること。</p> <p>ウ 最大面積色の彩度が4（色相がR、YR、Y又はGYの場合にあつては、6）以下であること。</p>	<p>ア 最大面積色の明度が2以上8以下（条例第6条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあつては、2以上）であること。</p> <p>イ 最大面積色の彩度が6（色相がR、YR又はYの場合にあつては、8）以下であること。</p>
4 表示し、又は設置する場所	<p>ア 誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。</p> <p>イ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあつては、同一路線かつ同一方向に設置する場合、相互間距離を500メートル以上とすること。</p> <p>ウ 目的地までの誘導距離は、最短の道のりで10キロメートル以内とすること。ただし、目的地が市街地から10キロメートル以上離れている場合はこの限りではない。</p>	
5 その他	<p>ア 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであ</p>	

	ること。 イ ネオン管を使用していないこと。 ウ 回転灯を使用していないこと。 エ 照明が点滅しないこと。 オ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 カ 表示の内容が変化するものでないこと。 キ 建築物を利用する広告物等については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 外壁を利用する広告物等であること。 (2) 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 (3) 広告物等が外壁の側端から突出しないこと。 (4) 一の壁面につき2個以下であること。 ク 塀又は垣を利用する広告物等にあつては、広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考

- この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z 8 7 2 1に定める方法により表示されるものをいう。
- 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。

$$\text{【数： } A_p / 5.0 + A_s / 10.0 \text{】}$$

この式において、 A_p 及び A_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p 禁止地域における表示面積（単位 平方メートル）

A_s 許可地域における表示面積（単位 平方メートル）

別表第3（第11条関係）

- 条例第12条第1項第3号に掲げる広告物等

区分	第一種禁止地	第二種禁止地	第一種許可地	第二種	第三種
----	--------	--------	--------	-----	-----

	域	域	域	許可地 域	許可地 域
1 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが3メートル以下であること。				
2 表示面積	1団の土地又は1物件につき表示面積の合計が1平方メートル以下であること。	1団の土地又は1物件につき表示面積の合計が3平方メートル以下であること。			
3 色彩	ア 最大面積色の色相がR、Y R、Y、G Y又はGであること。 イ 最大面積色の明度が3以上7以下であること。 ウ 最大面積色の彩度が4（色相がR、Y R、Y又はG Yの場合にあつては、6）以下で	ア 最大面積色の明度が2以上8以下（条例第6条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあつては2以上）であること。 イ 最大面積色の彩度が6（色相がR、Y R又	ア 最大面積色の明度が2以上であること。 イ 最大面積色の彩度が6（色相がR、Y R又		

	あること。	はYの場合 にあって は、8)以 下であるこ と。			
4 その他	ア 屋上へ掲出されるものでないこと。 イ ネオン管を使用していないこと。 ウ 回転灯を使用していないこと。 エ 照明が点滅しないこと。 オ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 カ 表示の内容が変化するものでないこと。				

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z8721に定める方法により表示されるものをいう。

(2) 条例第12条第1項第5号に掲げる広告物等

区分	第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域
1 表示面積	ア 同一方向から見た場合における広告物の鉛直投影面積の当該広告物が表示される物件の鉛直投影面積に対する割合が20分の1以下であること。 イ 表示面積が0.5平方メートル以下であること。
2 個数	1物件につき1個であること。

(3) 条例第12条第2項第2号に掲げる広告物等

区分	第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域
表示の内容	表示し、又は設置しようとする者の氏名又は名称、住所及び表示し、又は設置しようとする期間が見やすい箇所に記載されたものであること。

(4) 条例第12条第3項第1号に掲げる広告物等

ア 共通基準

区分	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 表示面積	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が5平方メートル以下であること。	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が10平方メートル以下であること。			
2 その他	ア ネオン管を使用していないこと。 イ 回転灯を使用していないこと。 ウ 照明が点滅しないこと。 エ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 オ 表示の内容が変化するものでないこと。	ア 回転灯を使用していないこと。 イ 照明が点滅しないこと。 ウ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 エ 表示の内容が変化するものでないこと。	ア 回転灯を使用していないこと。 イ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 ウ 表示の内容が変化するものでないこと。	ア 回転灯を使用していないこと。 イ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。	

	るものでないこと。		
--	-----------	--	--

イ 共通基準

(7) 建築物を利用する広告物等に係る基準

区分		第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	屋上から広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが8メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが10メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが16メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが16メートル以下であること。
	その他	ア 広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。 イ 禁止地域においては、1面の最大面積は4平方メートル以下であること。				
2 外壁から突出する広告物等	高さ	ア 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 イ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあっては4.5メートル以上、歩道にあっては2.5メートル以上であること。				
	表示面積	1個につき1方向の表示面積が5平方メートル以下であること。ただし、禁止地域においては、1面の最大面積は4平方メートル以下であること。				
	その他	広告物等が外壁から突出する幅が1.5メートル以下であること。				
3 外壁を利用	高さ	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。ただし、禁止地域においては、1面の最大面積は4平方				

する広告物等（懸垂幕に限る。）		メートル以下であること。
4 外壁を利用する広告物等（懸垂幕を除く。）	高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。
	その他	広告物等が外壁の側端から突出しないこと。ただし、禁止地域においては、1面の最大面積は4平方メートル以下であること。

(i) 建植する広告物等に係る基準

区分	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。		地上から広告物等の上端までの高さが12メートル以下であること。		地上から広告物等の上端までの高さが15メートル以下であること。
2 その他	1面の最大面積は4平方メートル以下であること。				

(ii) 工作物を利用する広告物等に係る基準

区分		第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 掘	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが2.5メートル				

又は 垣を 利用 する 広告 物等		以下であること。			
	その他	広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。			
2 そ の他 の工 作物 を利 用す る広 告物 等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが2.3メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが3.0メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが4.7メートル以下であること。
	その他	1面の最大面積は4平方メートル以下であること。			

(4) 簡易な広告物等に係る基準

区分	第一種 禁止地 域	第二種 禁止地 域	第一種許 可地域	第二種許 可地域	第三種許 可地域
広告幕 (建築物の外 壁を利用する 懸垂幕を除く。)	高さ	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては2.5メートル以上であること。			
	その他	1面の最大面積は4平方メートル以下であること。			

(5) 条例第12条第3項第2号に掲げる広告物等

区分	第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域
表示面積	ア 1方向の表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 イ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が10平方メートル以下であること。 ウ ア及びイにかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の10分の3以下であること。

別表第4 (第11条関係)

区分	第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域	
1 貼紙又は 貼札等	表示面積	1枚につき表示面積が1平方メートル以下であること。
2 広告旗又は 立看板等	表示面積	1個につき表示面積が2平方メートル以下であること。